

JAERA NEWS LETTER

一般社団法人日本自動車リサイクル機構

ニュースレター 2026年 9月号



vol.209



連載

自動車リサイクル業界を 担うホープ(29)

名前: 関根 建司 (せきね けんじ) (36歳)

所属: 有限会社旭自動車商会
(茨城県水戸市)

担当: フロント業務

趣味: 映画鑑賞

MBTI: 論理学者型 (論理的思考と独自の発想を活かし、現場課題の分析や改善策を生み出す能力が高い)

— 仕事で誰にも負けない部分

スピード感

— この業界の魅力を一言で

中古部品を販売することにより資源を大切にしているところ

— 将来の業界への期待

リサイクルパーツの品質や信頼性がさらに向上し、新品部品と同じように選択肢の一つとして利用が拡大していくこと

※MBTIとは認識・決定理由・処理方法など16タイプの性格に当てはめるテストで、キャリアの適性判断、チームワークの強化、最近ではアイドルのプロフィールなど様々な分野で利用されています。

INDEX

【連載】自動車リサイクル業界を担うホープ / 巻頭言 — P.1

ヤード検討会について — P.2

冠水車両のエアバッグ類は「取外回収」の徹底を / 【周知】盗難特定金属製物品の処分の防止に関する法律 — P.3

タイ自動車研究所に日本の自動車リサイクルを伝える / 自動車リサイクルサミットに登壇 — P.4

7月新車販売台数・使用済自動車発生台数・輸出返還台数 — P.5

鉄スクラップ最新情報 — P.6

【ご報告】熊本地震・千葉県大雨災害における会員事業者の状況について / 活動予定 / 編集後記 — P.7

巻頭言

広報部会

永田 則男

半年以上前になるでしょうか。背中左側に小さなしこりができました。痛みもなかったので放置していたら大きくなり、やがて痛み出しました。私は不安になり、慌てて病院に駆け込みました。診察の結果は「粉瘤」といい、本来、剥がれ落ちる角質や皮脂が皮膚の内側にたまる病気だそうです。ちなみに原因は不明とのこと。「すぐに手術しましょう」と言われ、摘出手術を受けましたが、これがどうしても痛かった。「もっと早く来れば良かったのに」と軽くたしなめられました。

その昔、中国に扁鵲という名医がいました。蔡の桓公に病がまだ浅いうちに治療を勧めましたが、桓公はその進言を軽く見て聞き入れませんでした。その後、病は次第に深くなり、遂には手の施しようがなくなって亡くなったといいます。今の私には、身に染みる逸話です。

02

スクラップヤード規制の具体化が始動 — 適正な解体事業者に関わる論点とは

「第1回スクラップヤード環境対策技術検討会」を開催

環境省は7月27日（月）、「第1回スクラップヤード環境対策技術検討会」を開催しました。JAERAからは、阿部専務理事が委員として出席しています。

この検討会は、令和8年6月に公布された廃棄物処理法等の改正を受け、使用済金属・プラスチック物品の保管・再生に関する新たな許可制度について、具体的な基準やガイドラインを検討するものです。従来、廃棄物処理法の対象外であった領域についても、生活環境保全の観点から必要なルールを整備していくことが今回の制度見直しの大きな柱となっています。第1回で公表された資料では、囲い・掲示、保管高さ、飛散・流出防止、地下浸透防止、火災防止、騒音・振動対策、帳簿管理などが主な論点として示され、今後、これらの内容が政省令やガイドラインとして具体化されていくことになります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要
～スクラップヤードへの規制強化～

背景・課題

- 国際的な資源獲得競争を背景に、再生資源のリサイクルの強弱化が不可欠。こうした中で金属、プラスチック等の保管又は再生を行うスクラップヤードは資源循環の輪の中で重要な役割を担っている。
- 一部のスクラップヤードにおいて騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題に。このような不適正なスクラップヤードを経由した金属資源等の海外流出も指摘されている。
- 従来、スクラップヤードで扱われている金属等の有価物は、原則、廃棄物処理法の規制対象外。これを適用し、実際に取扱っているものが廃棄物であっても、有価物と称して規制逃れを行う事業者も存在。

改正内容

- 使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないものとする。
- 許可業者には、対象物品に応じた保管や再生に関する基準の遵守や帳簿の作成を義務付ける。
- 基準違反、無許可営業等には、立入検査、改善命令、措置命令、許可取消、罰則等により対処。
- 使用済金属・プラスチック物品のうち、環境汚染のおそれのある物品（パーゼ法の「特定有害廃棄物等」に該当するもの、使用済鉛蓄電池、炭電子基板等。）について、国内再生原則を適用するとともに、輸出の際の環境大臣の確認を受けなければならないものとする。無確認輸出は罰則の対象。未遂罪、予備罪も措置。

施行スケジュール

- 令和8年度内を目途に政省令を整備。
- 法施行前に、受付準備の整った都道府県において許可申請の受付開始、許可審査。
- 法律の公布日（令和8年6月19日）から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日（令和10年12月19日より前）に施行。

不適正なスクラップヤードの例

基準に促したスクラップヤードのイメージ

【出典：令和8年度スクラップヤード環境対策技術検討会（第1回）資料2】

今回の制度見直しの背景には、一部のスクラップヤードにおいて、騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災など、生活環境上の支障が生じていることがあります。環境省は、これまでの検討経緯や全国規模の実態調査も踏まえながら制度設計を進め、各地の自治体でも条例制定などの対応が進められてきました。こうした状況を受けて、スクラップヤードにおける保管・再生について、より明確な基準を設けていく必要があるというのが、今回の見直しの基本的な考え方です。

自動車解体事業者にとって注目すべきなのは、この制度が単なる「規制強化」ではなく、不適正ヤード対策と公正な競争環境の確保に繋がるという点と考えます。第1回会合で阿部専務は、無許可・不適正ヤードでの解体や盗難車の問題に触れ、健全に事業を行っている国内事業者が不利にならない、実効性ある制度運用の重要性を指摘しました。適正に許可を受け、ルールを守って事業を行っている事業者ほどコスト負担を負う一方で、不適正な事業者がそれを回避して優位に立つような状況は、環境面だけでなく産業の健全性の面からも看過できません。

一方で、公開資料では、自動車リサイクル法の許可を受けている解体業者・破砕業者については、新制度上、その（自動車リサイクル法の）許可の範囲において「みなし許可」とする方向も示されています。したがって、今回の制度をもって、直ちにすべての解体事業者に新たな許可取得が一律に必要な、という理解は適切ではありません。すでに既存制度のもとで適正な事業運営を行っている事業者に配慮しながら制度を設計する考え方が、公表資料からも読み取れます。

また、阿部専務は、今後の自動車由来プラスチックやガラスの回収拡大に向けては、近隣事業者への集約や効率的な輸送を可能にする制度設計が重要であるとの考えも伝えています。これは、資源回収を進めるうえでの現場実務に直結する論点でもあり、再資源化の裾野を広げていくうえでは、単に規制を課すだけでなく、現場で無理なく回る物流や保管のあり方、既存のリサイクル制度との整合性をどう確保するかが重要です。

今後の検討会では、自治体や業界団体へのヒアリングが行われ、さらに本格的な議論が進められる見通しです。今回の検討は、適正な解体事業者に過度な負担を課すことを目的とするものではなく、ルールを守る事業者が正当に評価され、不適正事業者との差が明確になる制度となるかが大きな焦点です。真面目に適正処理に取り組んできた事業者が安心して事業を継続できる一方で、不適正・無許可の事業者に対しては厳正に対応できる制度となるか、今後の制度設計が注目されます。JAERAとしても、今後の検討状況を注視しつつ、現場実態を踏まえた意見発信を続けていきます。

※本稿は、環境省が公開している第1回「スクラップヤード環境対策技術検討会」資料・議事概要に基づき広報部会で作成しています。（https://www.env.go.jp/press/press_05346.html）

03

冠水車両のエアバッグ類は「取外回収」の徹底を

自動車再資源化協力機構（自再協）から改めて周知がありました

自動車再資源化協力機構（自再協）から、冠水車両に搭載されたエアバッグ類の取扱いについて、改めて周知がありました。先般の千葉県での大雨被害なども踏まえ、JAERAからも解体事業者の皆さまに対し、冠水車両のエアバッグ類は車上作動処理ではなく「取外回収」とすることについて、あらためて徹底をお願いします。

車室内に泥や砂等が残存していて明らかに冠水が認められる車両に加え、車内外が洗浄されており冠水の痕跡が判別しにくい車両についても、取外回収の対象となります。また、冠水車から回収したエアバッグ類や、過去に濡れた形跡があるもの、現在濡れているものについては、水濡品として取り扱い、水分を拭き取ったうえで回収ケースに収納することとされています。

会員の皆さまにおかれては、現場での安全確保を最優先に、冠水車両に係るエアバッグ類の取外回収の再徹底をお願いいたします。詳細は下記URLをご確認ください。

自動車再資源化協力機構（自再協）
「冠水車両のエアバッグ類は取外回収してください」

<https://jarp.org/information/2607torihazushi/>

重要
車上作動処理委託事業者の皆さまへ

**冠水車両のエアバッグ類は
取外回収してください**

今年度も線状降水帯、ゲリラ豪雨および台風による冠水車の発生が想定されます。作業者の安全確保や設備損傷を防止する観点から、以下に該当する車両は取外回収をお願いします。

取外回収が必要な車両
 ✓ 車室内に泥や砂等が残存して明らかに冠水が認められる車両
 ✓ 車内外が洗浄され、冠水の痕跡が不明な車両

<業務の手順>

① 水濡品となるエアバッグ類の例
 ・冠水車から回収したエアバッグ類
 ・過去に濡れた形跡がある又は、現在濡れているエアバッグ類

② 水分を拭き取る

③ 回収ケースに収納

※電気式エアバッグ類は、基本的に通電しなければ作動することはありません。
 ※万が一、事故等が発生した場合には、現場を保存（写真等による保存でも可）の上、速やかに自動車再資源化協力機構までご連絡ください。

----- 自再協推奨防護シート（J-FAR補助事業）をお持ちの場合 -----
 ✓ 耐用年数（4年または使用台数1,000台）を経過しての使用は保証できません
 ✓ 修理・破棄は製造メーカーにお問合せください

自動車再資源化協力機構（自再協）
TEL: 03-5405-6150 / URL: <https://jarp.org/>

【出典：自再協HP】

04

金属盗対策法が全面施行
該当する事業者は届出の確認を

2026年6月1日、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」（いわゆる金属盗対策法）が全面施行されました。背景には、太陽光発電施設などを狙った銅線ケーブル盗をはじめ、金属盗難が増加していることがあります。

この法律では、「特定金属くず」の買受けを行う営業に対し、都道府県公安委員会への届出、相手方の本人確認、取引記録の作成・保存などが義務付けられました。警察庁の公表資料によれば、現時点で対象の中心となるのは、主として銅により構成される金属くずです。一方で、製造工程で生じる端材や、本来の用途で使用可能な古物は対象外とされています。

自動車解体業者については、すべての取引が直ちに対象となるわけではありません。ただし、例えば本来の用途で使用できない状態の切断された銅線類など、銅が主な価値を占める金属くずを買い取る営業を行っている場合は、金属盗対策法上の「特定金属くず買受業」に該当する可能性があります。該当する場合は、営業所ごとに届出が必要です。（無届営業には罰則も設けられています）

JAERA会員各位におかれては、自社の取扱品目や買受形態が対象に当たるかをあらためて確認し、必要に応じて営業所所在地を管轄する警察署へ早めにご相談ください。

Notice from the National Police Agency
警察庁からのお知らせ

金属くず買受業を営む皆様へ!

Attention All Scrap Metal Purchasers!
我々事金属くず買受業の各位!

金属くず買受業とは、主に銅製の金属くずを買い取ることを営む事業を指します。令和8年6月1日、金属盗対策法が施行されます。

主として銅からなる金属くずを買い受ける場合に、届出や相手方の本人確認をしなければなりません。

When purchasing metal scrap consisting mainly of copper, buyers will be required to submit a notification and verify the identity of the counterparty.

届出は、主に銅製の金属くずを買い取ることを営む事業を行う場合に必要です。届出は、主に銅製の金属くずを買い取ることを営む事業を行う場合に必要です。

届出は、主に銅製の金属くずを買い取ることを営む事業を行う場合に必要です。届出は、主に銅製の金属くずを買い取ることを営む事業を行う場合に必要です。

【出典：警察庁リーフレット】

参考：警察庁「金属盗対策」<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/scrap/scrap.html>
 ※金属盗対策法の概要、施行時期、リーフレット、関連法令へのリンクなどが掲載されています。

05

タイ自動車研究所関係者向けに
日本の自動車リサイクルを説明

種谷副代表が JAERA を代表して出席

7月27日(月)、JAERAは、タイ自動車研究所(TAI)関係者の来日に際し、日本の自動車リサイクル制度とJAERAの取組について説明を行いました。今回の対応は、日本自動車工業会(自工会)を通じた依頼により実現したものです。

当日は自工会本部において関係者との意見交換が行われ、JAERAからは種谷副代表が出席し、解体事業者の立場から日本の自動車リサイクルの現状を説明しました。説明では、自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の引取り・解体・破碎の流れ、フロン・エアバッグ・ASRの処理の仕組み、電子マニフェストによる情報管理、さらに駆動用バッテリーの回収・リサイクルに関する現状や課題などを紹介しました。

タイ側は、使用済自動車の回収・解体処理の流れに加え、ASRの処理、再資源化の考え方、さらにはEV・HEV用駆動バッテリーの管理などに強い関心を示していました。説明の中では、日本の制度の枠組みだけでなく、解体事業者が実際にどのように部品回収や資源選別を行い、リユース・リサイクルにつなげているかについても紹介しました。

また、質疑応答では、現場での運用や実務上の課題に関する関心が高く、特に近年重要性を増しているリチウムイオンバッテリーへの対応や、安全確保、保管スペースの問題などについて意見交換が行われました。タイ側が制度設計とあわせて実務面にも高い関心を持っていることがうかがえる機会となりました。



説明の様子 左：種谷副代表

06

石井代表理事、阿部専務が自動車リサイクルサミットに登壇
— 国内資源循環の課題と展望を発信 —

会場は満席となる盛況ぶり、関心の高さが改めて示される

8月21日(金)、東京都港区で開催された「第5回自動車リサイクルサミット」において、石井代表(JAERA代表理事・エコアール代表としても登壇)と阿部専務が講演しました。

本サミットは、再生材料の活用、違法業者対策、使用済自動車の国内資源循環、中古車輸出をめぐる課題など、自動車リサイクルを取り巻く重要テーマについて、行政、業界団体、自動車メーカー、リサイクル事業者らが意見を交わす場として開催されたものです。

石井代表は「国内資源循環を推進するには何を成すべきか(Car-to-Carリサイクルの未来を拓く)」をテーマに、自動車リサイクル業界が今後果たすべき役割や、現場の視点から見た課題について発信。また、阿部専務は「自動車リサイクルの現状と今後の展望」をテーマに講演し、自動車リサイクル法施行から20年を経た業界環境や、使用済自動車の国外流出が進む中での国内資源循環の課題、JAERAとして見直し審議会で提言してきた内容などを紹介しました。

当日は約100名の関係者が来場し、会場は満席となる盛況ぶりで、講演や意見交換を通じて、再生材活用、違法業者対策、廃車由来資源の国内循環の確保といったテーマへの関心の高さが改めて示される機会となりました。



石井代表



阿部専務

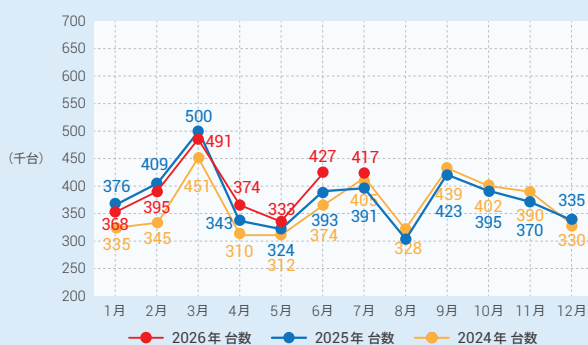
07

7月新車販売・使用済自動車発生台数・中古車輸出に係る返還台数

2026年7月の台数動向

— 新車販売は大きく前年越え、使用済、中古車輸出は前年を下回る

■2026年7月度 新車販売台数 417,173台（前年同月比106.8%）



新車販売の月別推移 (2026年 2025年 2024年)

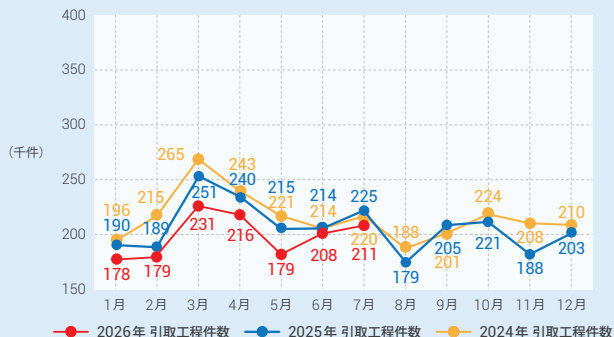
過去の新車販売台数推移

年累計	台数(台)	前年比(%)
2026年(7月まで)	2804,363	102.5
2025年	4,565,777	103.3
2024年	4,421,494	92.5
2023年	4,779,086	113.8
2022年	4,201,320	94.4

※出所：一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

■使用済自動車引取（電子マニフェスト）実施状況

2026年7月度 引取工程 211,193件（前年同月比94.0%）



使用済自動車引取件数の月別推移 (2026年 2025年 2024年)

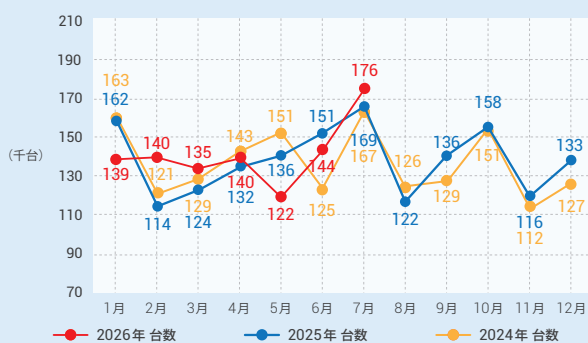
過去の使用済自動車引取台数推移

年累計	件数(件)	前年比(%)
2026年(7月まで)	1,401,759	92.1
2025年	2,519,062	97.2
2024年	2,607,112	95.5
2023年	2,731,329	98.6
2022年	2,769,122	87.5

※出所：公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

■中古車輸出に係る返還台数※

2026年7月度 176千台（前年同月比104.1%）



※中古車の輸出に伴い、預託していたリサイクル料金を返還した台数

過去の中古車輸出に係る返還台数推移

年累計	台数(千台)	前年比(%)
2026年(7月まで)	996	100.5
2025年	1,656	100.7
2024年	1,644	111.0
2023年	1,481	115.7
2022年	1,281	95.5

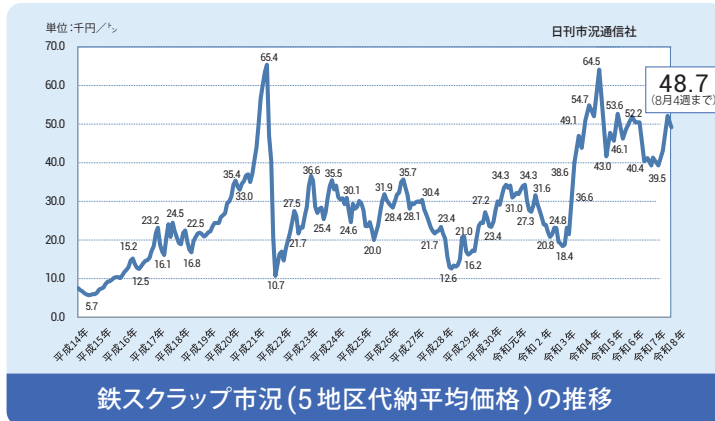
※出所：公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

08

鉄スクラップ最新情報

[提供：日刊市況通信社]

8月第5週（26日）の鉄スクラップ動向



7月29日の国内スクラップ炉前実勢価格（中心値）

		H2	気配
関東	北関東	45,500 ~ 47,500	続落
	南関東	45,500 ~ 47,500	続落
	浜値	45,500 ~ 47,000	続落
	名古屋	49,000 ~ 50,000	続落
関西	大阪	49,000 ~ 49,500	続落
	姫路	49,500 ~ 50,500	続落

国内市場 不需求期で再び下落 東京製鉄、8月22日より500 ~ 1,500円値下げ

国内市場の鉄スクラップ市況は、8月22日から各地で値下がりとなった。実質的に市場が概ね休みとなる旧盆シーズンの8月中旬は相場の変動が見られず、一旦様子見商状が続いていたが、8月後半も国内電炉の夏季減産・集中炉休による不需求期にあるため、引き合いは弱い。また、輸出の商談も活発ではなく、シッパー筋からの需要も伸びていないことから、鉄スクラップの需給が緩和している。

こうした状況から、東京製鉄は8月22日付で岡山工場、関西SY、高松SY、九州工場で全品種500円、田原工場、宇都宮工場、東京湾岸SYで全品種1,000円、名古屋SYで全品種1,500円、それぞれ値下げした。同社は5月23日の関西SYの値下げを皮切りに、ここまで各拠点で断続的に値下げを実施。22日付の改定により特級購入価格は田原工場を除く各拠点で5万円を割り込んだ。また各地で電炉が購入価格を引き下げる動きが広がり、国内の市中相場も下落した。

また東京製鉄は、比較的高値だった田原工場の購入価格を8月26日付で全品種500円値下げした。これにより中部地区の値下げも進み、全国的に続落の相場となっている。

関東 旧盆連休後も電炉在庫は充足水準

本格的な減産期が続き、関東電炉メーカーの鉄スクラップ消費量が一段と減少している。市中鉄スクラップの発生・流通も猛暑の影響などで活発ではないが、旧盆の連休後もメーカーの鉄スクラップ入荷や在庫は必要量を充足する水準が続く。先週後半は需要家で荷止や荷受制限が広がった。関東地区のH2炉前実勢価格は45,500 ~ 47,500円中心。H2浜値は45,500 ~ 46,500円中心、高値47,000円見当。浜値に若干の安値感がある。

東海 値下げ浸透し1,000円安 22 ~ 25日にかけて続落する展開

東海市場の鉄スクラップ市況は続落する展開となっている。8月22 ~ 25日にかけて、夏季炉休・荷止を実施している電炉1社を除く東海主要電炉6社、高炉1社がそれぞれ鉄スクラップ購入価格の値下げ改定を実施した。この値下げで東海相場はさらに1,000円下落し、H2下値が5万円を割り込んだ。電炉が夏季減産期にあり鉄スクラップ需要が減少していることなど弱材料が多い。H2炉前実勢価格は49,000 ~ 50,000円中心。

大阪 軟調感残るも過度な下げ不安は後退へ

大阪地区の鉄スクラップ市況は軟調様子見。8月第5週からの炉休入りも見受けられるが、これまでほぼ買い止めを行ってきたところによる調達再開や9月生産量が8月比で持ち直しへ向かうため、極端な先行き不安は後退している。炉休以外のところでも在庫過多などを理由に、8月前半に比べて入荷を抑えていかなければならず、需給面や外部環境難を踏まえ、目先に対する不透明感が残ったままだ。H2炉前実勢価格は49,000 ~ 49,500円中心。

(※価格、数量等は日刊市況通信社調べ、8月26日午前時点のもの)

09

【ご報告】熊本地震・千葉県大雨災害における
会員事業者の状況について

熊本地震および千葉県大雨災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

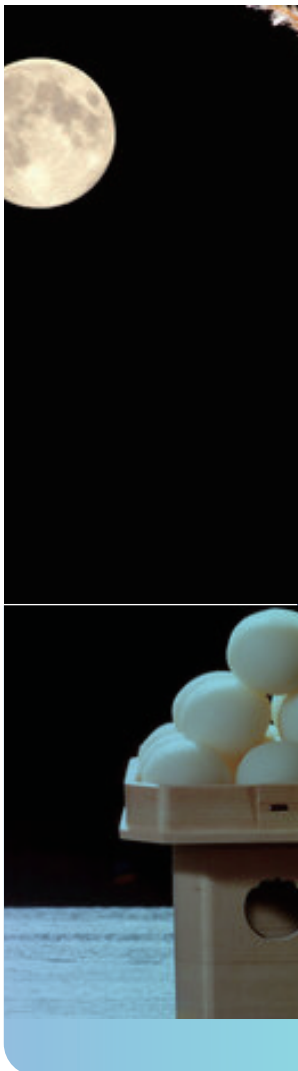
JAERAで会員事業者の状況の確認を行ったところ、現時点では人的被害は確認されておりません。一方で、熊本地震では震源地に近い会員事業者において非常に大きな被害が発生しており、現在も復旧に向けて大変なご苦労が続いている状況です。

JAERAでは、ブロック長・支部長を中心に継続して情報収集と状況把握を行っており、今後も被災会員の状況を丁寧に確認しながら、必要な対応について検討してまいります。

新たに共有すべき状況やご困りごと等がありましたら、支部長、ブロック長、または JAERA 事務局までご連絡ください。

被災された会員事業者の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

編 集 後 記



9月のカレンダーを見ると、またまた5連休があります。ちなみに、この先こうした並びになるのは6年後だそうです。この連休の一翼を担っているのが「敬老の日」。その趣旨は、「多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」ことです。今年は、その祝日が5連休の一日として組み込まれています。

長寿といえば、人間ほど健康に気を使う動物はいないでしょう。とりわけ、日々がんをはじめさまざまな病気や患者さんと向き合っている医師で、喫煙している人には会ったことがあります。内科を開業している同級生に会うたび、「血糖値とか、何か悪い数値はあるの?」と聞くのですが、返ってくるのはいつも「何もないよ」という答えです。喫煙、深夜の食事、深酒、運動不足など、「何をすると体に悪いか知っているからね」と言います。ところが、その同級生も飲み会で一緒になると、「やれ飲め、それ飲め」と矢継ぎ早に酒を勧めてきます。健康の大切さを知る人でも、宴席では別のスイッチが入るのかもしれない。はたして、彼は私の健康のことはどうでもいいと思っているのでしょうか。

広報部会長 田村 幸男

9 月の活動予定&取組み

※急遽、日程変更・延期の場合がございます。

1日(火) | J-FAR 事業報告会 (WEB)

| 第2回スクラップヤード環境対策技術検討会 (対面・WEB)

9日(水) | 第1回ブロック長会議

15日(火) | 第3回スクラップヤード環境対策技術検討会 (対面・WEB)

24日(木) | J-FAR 異常電池処理定例会 (WEB)

29日(火)～30日(水)

| J-FAR 異常電池処理実証試験 (対面・WEB)

